

(案)

デザイン等業務単価契約書

- 1 契約物件 広報誌「グリーン四国」デザイン等業務（単価契約）
- 2 品質規格 別紙仕様書のとおり
- 3 予定数量 120 頁（内訳は別紙 仕様書のとおり）
- 4 契約単価 カラー1頁 ¥ , 円
(消費税及び地方消費税含む)
- 5 契約期間 自 令和8年4月 日（契約締結日）
至 令和9年3月31日
- 6 特約条項 別紙「暴力団排除に関する特約条項」のとおり
- 7 納入場所 四国森林管理局 総務企画部 総務課
- 8 納付期限 注文の日から10日以内
- 9 契約保証金 免除

上記の契約物件について、注文者 支出負担行為担当官 四国森林管理局長 田中 晋太郎（以下「甲」という。）と、受注者 （以下「乙」という。）とは次の条項により単価契約を締結し、この契約の証として本書2通を作成し、双方記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和 年 月 日

注文者（甲） 高知市丸ノ内1丁目3番30号

支出負担行為担当官
四国森林管理局長 田中 晋太郎

受注者（乙）

契 約 条 項

(品質規格の保証)

第1条 乙は、契約期間中、甲に納入する契約物の品質と規格を保証するものとする。

(数量の異動)

第2条 契約の数量は、頭書のとおり予定するが、これに異動を生じても乙は、異議を申し立てないものとする。

(権利義務の譲渡等)

第3条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡又は継承させることはできない。ただし、甲の承諾を得た場合はこの限りではない。

(検査及び引き渡し等)

第4条 乙は、契約期間中、甲（甲の命じた職員を含む。以下同じ。）の交付する注文書又は伝票に記載された契約物を納入期限までに納入し、甲の検査を受けなければならない。

2 甲は、乙から契約物の納入を受けたときは、その日から10日以内に検査を実施するものとする。

3 検査に合格した時をもって引き渡しは完了したものとし所有権は甲に移転する。

4 第2項の検査に合格しなかった契約物があるときは、乙は、ただちに適切な処置をとりさらに甲の検査を受けるものとし、この場合における所有権の移転については、第3項の規定を準用するものとする。

5 乙は、その責に帰すべき事由により第1項に定める納入期限を超えて契約物を納入した場合は、その越えた日数に応じ注文書に記載された契約物に相当する代金に対し年3パーセントの割合で計算した額の違約金を甲に支払わなければならない。

(契約事項に対する疑義)

第5条 乙は、この契約の履行について、必要な慣行その他契約事項に関して疑義を生じたときは甲の指示に従うものとする。

(危険負担)

第6条 この契約履行中、契約物を納入するまでに生じた損害は、乙の負担とするものとする。

(契約不適合責任)

第7条 甲は、引渡しを完了した物件の種類、品質または数量が本契約に適合していない場合には、乙に対して当該本件商品の修補もしくは代替物の引渡しを求め、ま

たは本契約のうち、当該物件に係る部分を解除することができる。この場合の補償期間は、引渡しを完了した日から1年とする。

(天災その他不可抗力による損害)

第8条 天災その他不可抗力により、納入期限内に納入することができないと認めるときは、その理由を詳記し、所轄官公署等の証明書を添付して、甲に納入期限の改定を請求することができるものとする。

2 甲は、前項の場合において、その理由を正当と認めたときは、納入期限を延長し、その旨を乙に通知するものとする。

(代金の確定)

第9条 契約の代金は、検査に合格した契約の数量（頁数）に契約単価を乗じて確定するものとする。

(代金の支払い)

第10条 乙は、前条の規定により確定した代金の支払いについて、契約期間経過後速やかに所定の手続に従って支払を請求することができる。ただし、乙は、契約期間中であっても、検査済既納物に対し、月1回を限度として代金の支払いを請求することができるものとする。

2 甲は、前項の規定により乙から適法な支払請求書を受領したときは、その日から起算して30日以内（以下「約定期間」という。）に代金を支払うものとする。

3 甲が前項に規定する期間内に代金を支払わない場合（天災その他不可抗力による場合を除く。）甲は、期限の翌日から支払い当日までの日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号。以下「支払遅延防止法」という。）第8条第1項の規定により決定された率を乗じて計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。

ただし、遅延利息の額が100円未満のとき又は100円未満の端数についてはこの限りでない。

4 甲がその責めに帰すべき理由により第4条第2項に定める検査の期間内に検査をしない場合は、その期限を経過した日から検査をした日までの日数は、約定期間の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超える場合は、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

(甲の解除権)

第11条 甲は、乙が次の各号に該当するときは、この契約の全部または一部を解除することができる。この場合、乙は、違約金として契約解除にかかる部分に売買予定金額の100分の10に相当する金額を甲に支払わなければならない。

- (1) 乙が契約上の義務を履行せずまたは履行する見込みがないと甲が認めたとき。
- (2) この契約に関し、乙が不正行為をなしたと甲が認めたとき。
- (3) 乙が天災その他不可抗力以外の事由により契約の解除を申し出たとき。

2 この契約による契約解除の効果は、解除の際すでに第4条により甲に所有権が移転した契約に対しては及ばないものとし、これについての金額の決定及び代金の支払いは第7条及び第9条の規定を準用するものとする。

(乙の解除権)

第12条 乙は、甲がこの契約に定める義務に違反したことにより、契約の目的を達する見込みがないとき契約の全部または一部を解除することができるものとする。

(契約単価の変更)

第13条 この契約期間中に物価の急激な変動その他の著しい事情変更により、契約単価によることが著しく不合理であると認められるときは、甲乙協議のうえこれを変更することができるものとする。

(債権債務の相殺)

第14条 この契約により乙から甲に支払うべき債務があるときは、代金と相殺することができる。この場合において乙の支払うべき債務が甲の支払うべき金額を超過するときは、乙は、その超過額について甲の指示するところにより、これを納付しなければならない。

(談合等の不正行為に係る解除)

第15条 甲は、この契約に関し、乙が次の各号に該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条又は第8条の2（同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金納付命令を行ったとき又は同法第7条の4第7項若しくは第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- (2) 乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人にあつては、その役員又は使用人を含む。）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき。

2 乙は、この契約に関して、乙又は乙の代理人が前項各号に該当した場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を甲に提出しなければならない。

(談合等の不正行為に係る違約金)

第16条 乙は、この契約に関し、次ぎの各号の一に該当するときは、甲が前条により契約

の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条又は第8条の2（同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
- (2) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
- (3) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条の4第7項又は第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- (4) 乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

2 乙は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ次の各号の一に該当するときは、前項の契約金額の100分の10に相当する額のほか、契約金額の100分の5に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 前項第2号の規定する確定した納付命令について、独占禁止法第7条の3第1項の規定の適用があるとき。
- (2) 前項第4号に規定する刑に係る確定判決において、乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
- (3) 乙が甲に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。

3 乙は、契約の履行を理由として、前2項の違約金を免れることができない。

4 第1項及び第2項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(紛争の解決方法)

第17条 この契約について甲乙間に紛争を生じたときは、第三者の調停により解決するものとし、第三者については、甲乙協議のうえ選定するものとする。

(契約外事項)

第18条 この契約に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議のうえ定めるものとする。

暴力団排除に関する特約条項

(属性要件に基づく契約解除)

第1条 甲（発注者をいう。以下同じ。）は、乙（契約の相手方をいう。以下同じ。）が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(行為要件に基づく契約解除)

第2条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第3条 乙は、第1条の各号及び第2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

- 2 乙は、前2条各号の一に該当する行為を行った者（以下「解除対象者」という。）を再請負人等（再請負人（再請負が数次にわたるときは、全ての再請負人を含む。））、受任者（再委任以降の全ての受任者を含む。）及び再請負人若しくは受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

(再請負契約等に関する契約解除)

第4条 乙は、契約後に再請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当

該再請負人等との契約を解除し、又は再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるようにしなければならない。

- 2 甲は、乙が再請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再請負人等との契約を解除せず、若しくは再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

（損害賠償）

第5条 甲は、第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

- 2 乙は、甲が第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

（不当介入に関する通報・報告）

第6条 乙は、自ら又は再請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。